

1. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

下記「目次」及び「御意見に対する考え方」においては、次の略称を用いています。

| 正式名称 | 略称 |
|---|--------|
| 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号） | 外為法 |
| 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号） | 犯収法 |
| 外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和 5 年財務省、経済産業省令第 1 号） | 遵守基準省令 |
| 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成 10 年 3 月大蔵省告示第 97 号） | 支払告示 |
| 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成 10 年 3 月大蔵省告示第 99 号） | 資本取引告示 |

目次

| | |
|--|----|
| 外国為替に関する省令、外国為替の取引等の報告に関する省令 | 1 |
| 遵守基準省令 | 1 |
| 支払告示、資本取引告示 | 7 |
| その他 | 17 |
| 令和 5 年 6 月 9 日追記（外国為替の取引等の報告に関する省令、遵守基準省令） | 19 |

| No | 該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------------------------------|--------|---|---|
| 外国為替に関する省令、外国為替の取引等の報告に関する省令 | | | |
| 1 | 様式 | 様式において、法人については法人番号の記載を行わせておくべきと考える。(その方が公正性及び一意的な確実な把握の容易性が向上し、各種行政機関や市民(及び他国当局等)の利益に資すると考える。) | ご意見ありがとうございます。貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 |
| 遵守基準省令 | | | |
| 2 | 第1条第1号 | 金融機関は、各国・地域や各商品・サービス等に関するマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価しています。 このマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果と、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第1条第1号の制裁に係る危険度の評価結果は別個に存在しなければならないでしょうか(たとえば、A国のマネロン・テロ資金供与リスク：H、A国の経済制裁に係る危険度：Mという評価結果を別個に算出しておく必要がありますでしょうか)。 それとも、別個の評価は不要であって、マネロン・テロ資金供与リスクを分析するプロセスの中に、同号に定める経済制裁に係る危険度を分析する観点も追加し、統合的にマネロン・テロ資金供与・経済制裁のリスクを特定・評価していれば、評価結果は一つでも良いでしょうか(たとえば、A国のマネロン・テロ資金供与・経済制裁リスク：Hという評価結果があれば足りるでしょうか)。 | 左記マネロン・テロ資金供与リスクの評価と遵守基準省令により求められることとなる危険度の評価は、左記のように総合的にマネロン・テロ資金供与・経済制裁のリスクを特定・評価していれば、別々に評価する必要はなく、その評価結果についても、別々に規定する必要はございません。 |

| | | | |
|---|--------|---|---|
| | | <p>金融機関においてはマネロン・テロ資金供与・経済制裁リスクを統合的に管理するのが一般的で、たとえばマネロン・テロ資金供与に係る顧客リスク評価と経済制裁に係る顧客リスク評価が別個に存在するケースはあまりないように認識しています。そうであれば、後者のようにマネロン・テロ資金供与・経済制裁リスクを統合的に分析して一つの評価結果を作る方が、実効的にリスク管理できるように考えられます。</p> | |
| 3 | 第1条第1号 | <p>外国為替取引等取扱業者作成書面等の作成にあたっては、犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」）を総合的に勘案して外為法に係る法規制に違反する危険性の程度等を評価することが求められています。</p> <p>一方で、犯罪収益移転防止法第3条第3項では、調査書について、「犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載」することが定められており、評価の中心はマネー・ローンダリングのリスクです。</p> <p>こうした法令の建付けを踏まえ、外為法が求める経済制裁や拡散金融の危険性の程度を中心的に評価した国のリスク評価書を作成・公表する予定はありますでしょうか。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の「経済制裁や拡散金融の危険性の程度を中心的に評価した国のリスク評価書」に関しては、政府の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（2022年5月19日、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定）において、「マネロン等に係るリスク評価と並行して、新たに拡散金融のリスク評価を実施し、資産凍結措置の実効性向上を図る。」とされています。</p> |

| | | | |
|---|----------------|--|---|
| 4 | 第1条第1号 | <p>外国為替検査ガイドライン第1章では、「金融機関等における外為法令等の遵守態勢整備、特に外為法第17条に規定する確認義務の履行において、ルールとチェックリストを中心とした枠組みから、リスクベース・アプローチ(RBA)を明示的に取り入れたより効果的な枠組みへの移行が不可欠との認識の下、(中略)金融機関等が主体的かつ積極的にRBAを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目を詳述した外国為替検査ガイドラインを策定することとした。」との記載があります通り、金融機関においては、RBA ベースの態勢整備が求められているとの認識です。今回規定される遵守基準においても、今までと同様に、金融機関は、「自らの制裁にかかるリスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずる」といった、RBA ベースの態勢整備が求められているとの理解ですが、そのような理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりですが、遵守基準省令により、一層明確にそうした対応が義務付けられることとなります。</p> |
| 5 | 第1条1号ハ、第2条第1号ハ | <p>外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第1条第1号ハ、及び同第2条第1号ハに関して、「規制対象取引等を法及び法の規定に基づく命令の規定に違反することを免れるため偽装して行うもの」という文言のうち、「違反することを免れる」という表現に違和感がある。</p> <p>本条項は、取引関係者の氏名や取引目的等を偽る「制裁逃れ」を意図した記載であると思われるが、「違反することを</p> | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご理解のとおり、「違反すること」を免れるというのは、違反自体がなくなったということの意味するものではありません。該当部分(「違反することを免れる」の表現)は、氏名や取引目的等を偽って規制対象取引を行うことを意図しており、こうした場合従前より法令上の表現として、他法令においてもお示した</p> |

| | | | |
|---|--------|---|---|
| | | 免れるため偽装して行うもの」ではなく、「違反する行為を取引の相手方に気づかれることを免れるため偽装して行うもの」と表現するのが適切ではないか。「違反すること」を免れたのであれば、もはや規制対象取引等を法及び法の規定に基づく命令の規定に違反して行ったとはいえないと思われる。 | 表現で規定しております。 |
| 6 | 第1条第2号 | 同号に定める「手順書」とは、具体的には、手順書の内容を定義づける同号の括弧書き記載の事項及び第二条に定める必須記載事項に関する法令遵守等に係る事務手続をいうと解されるところ、斯かる理解に相違はないか。現行の外為検査ガイドラインでは、「事務手続」の表現がみられるところ、「手順書」は「事務手続」と異なるのか。 | <p>遵守基準で規定する「手順書」は、「事務手続」を行内手続に則って書面化したものです。</p> <p>左記ガイドラインについては、今般の外為法令の改正に併せた改正を別途検討中です。</p> |
| 7 | 第1条第2号 | 外国為替検査ガイドラインでは、資産凍結等責任者、取引時確認等責任者、疑わしい取引の届出責任者、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）責任者、外国為替取引通知責任者を定めるよう、記載されていますが、今回、新たに統括責任者の選任が規定されるという点を踏まえ、これら外国為替検査ガイドラインに記載のある責任者は廃止となるのでしょうか。もし、廃止とならず、各責任者の選任がこれまで通り必要となる場合、両者はどのような関係性になるのでしょうか。 | <p>左記ガイドラインは、資産凍結等経済制裁に関する事項に限らず、両替業務に関する取引時確認や疑わしい取引の届出、特別国際金融取引勘定（オフショア）勘定に関する事項、外国為替取引における通知義務に関する事項等、幅広い事項について定めており、これら各事項に関し、責任者を定めることを規定しております。</p> <p>他方で、遵守基準省令において選任を求められる統括責任者は、外国為替取引等取扱業者遵守基準で求められる事項についての責任者であり、責任の対象となる事項の範囲が左記ガイドラインとは異なります。</p> |

| | | | |
|----|---------------|---|--|
| | | | 左記ガイドラインについては、今般の外為法令の改正に併せた改正を別途検討中ですが、外為法令に基づく各種義務の遵守に係る責任者が誰であるかについては、金融機関等の組織において明確化されていることが重要と考えます。 |
| 8 | 第1条第5号ハ | 「役員会若しくはこれに相当するものの承認を受け、又は役員会若しくはこれに相当するものに報告する」との記載がありますが、承認と報告では、求められる水準に差異があるように思われます。こちらは、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第1条第1号～4号に掲げる事項への対応状況について、各行の組織体制や内容の重要性に応じて、承認もしくは報告のどちらかの方法を、検討すれば良いという理解でよろしかったでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 9 | 第1条第1号、4号、6号ハ | 適切な期間とは、どの程度の期間を想定されていますでしょうか（例えば、「7年間」など）。 | 外為法上の本人確認記録や、犯収法上の取引時確認記録及び取引記録の保存期間が7年間であること等を参考に、実施した事項の適切性等を事後において適切に検証できる期間として、記録の種別毎に適切な期間を設け、保存するようにお願いします。 |
| 10 | 第1条第6号 | 監査部門において適切性を検証する頻度についての考え方を伺います。例えば、外国為替取引等取扱業者作成書面等が年次で更新されるのであれば、監査部門における適切性の検証も年次で実施されなければならないのでしょうか。 | 遵守基準省令において、内部監査の計画は、外国為替取引等取扱業者作成書面等の内容を勘案して立案する旨を定めております。このため、監査の頻度については、リスクを勘案して決定される必要がありますが、必ずしも外国為替取引等取扱業者作成書面等の更 |

| | | | |
|----|---------|---|---|
| | | | 新の頻度と一致させる必要はありません。 |
| 11 | 第1条第6号 | 「外国為替取引等取扱業者作成書面等の内容を勘案した監査計画を立案し」とありますが、これは監査部門が次年度の監査計画等を立案する際に、作成書面等の内容を勘案していれば問題ないという理解でよろしかったでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 第2条第1号イ | イに記載の「名簿」とは、どのようなものを想定しておりますでしょうか。例えば、取引フィルタリングシステム等に搭載している制裁対象者リストを整備するということで、事足りるという理解でよろしかったでしょうか。 | ご理解のとおり、「名簿」とは、外為法上の資産凍結等の措置の対象となっている制裁対象者リスト、具体的には「外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件（令和5年5月財務省、経済産業省告示第5号）」に掲載している対象者のことを指します。 |
| 13 | 第2条第2号 | 両替業務における「制裁対象者との取引か否かの確認」について、以下の理解で相違ないか、確認させてください。 ✓ 外為検査ガイドラインにおける「資産凍結等経済制裁対象預金口座の有無の確認」と同様、確認対象は両替の依頼人が「非居住者」及び「外国人」であるケース。「制裁対象者との取引か否かの確認」に際しては名義照合を幅広く行う必要がある（曖昧検索の実施が必要）。 | 基本的にはご理解のとおりです。ただし、両替の依頼人が「居住者」であっても、支払等の規制に関しては、制裁対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものについても規制対象になりますので、犯収法に基づく義務を履行するなどのために顧客より取引の情報を取得する中で、真の取引当事者が制裁対象者であることが疑われる場合には、依頼人が居住者であっても慎重な確認を行っていただくようお願いいたします。 |
| 14 | 第2条第2号 | 両替業務における「規制対象取引等」について、以下の理解で相違ないか、確認させてください。 | 両替取引を行う場合には、両替の相手方との間で外為法上の支払及び支払の受領が生じることとなりま |

| | | | |
|-------------|---------------------------------|---|---|
| | | <p>✓ 両替業務における「規制対象取引等」とは両替代替り金の利用目的等が法及び法の規定に基づく命令の規定に違反する取引又は行為のこと。例えば以下のケースを想定。</p> <p>【対象となる規制の例①】ロシア連邦向け「対外直接投資に関する規制」 ⇒両替代替り金がロシア連邦向けの新規の対外直接投資に利用されるケース</p> <p>【対象となる規制の例②】北朝鮮に対する「支払の原則禁止」 ⇒両替の依頼人が北朝鮮に住所を有する個人であるケース ⇒両替代替り金の支払先が北朝鮮に住所を有する個人であるケース</p> | <p>すので、上記 No. 13 のとおり制裁対象者に係る確認と、北朝鮮に対する支払の原則禁止措置に係る確認が必要となります。</p> <p>ロシア連邦向け対外直接投資に関する規制については、両替取引を行った後に、両替された資金が規制対象である対外直接投資に係る支払に充てられる場合には、当該両替取引ではなく、当該対外直接投資に係る支払が規制の対象となります。</p> |
| 支払告示、資本取引告示 | | | |
| 15 | 支払告示第1号イ、ロ、ホ、チ及び第2号資本取引告示第1号～3号 | <p>今般の告示改正で、タリバーン関係者等、テロリスト等、北朝鮮規制対象者およびイラン規制対象者について、支払告示では「対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む」、資本取引告示では「当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む」という記載が追加されたが、「当該対象者または当該非居住者により実質的に支配されている法人」により行われるも</p> | <p>本改正の趣旨については、FATF 第四次対日相互審査における指摘等を踏まえ、タリバーン関係者等、テロリスト等、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等及びイランの核活動等に関する者に関する外為法に基づく規制については、制裁対象者名義以外で行われる支払等や間接的に行われる支払等及び資本取引への規制を徹底するため、今般、これらについて明確化を図るものです。</p> <p>支払告示第2号については、同様に、支払等規制</p> |

| | | | |
|----|--------------------------------|--|---|
| | | の」との違いを含め、その趣旨についてご教示ください。 | 及び資本取引等規制の実効性を確保するため、制裁対象者のために行っているかにかかわらず、制裁対象者に実質的に支配されている法人その他の団体への支払等が行われる場合には、支払等規制の対象とするものです。 |
| 16 | 支払告示第1号イ、ロ、ホ、チ 資本取引告示第1号～3号 | 「制裁対象者のために制裁対象者以外の名義」とありますが、制裁対象者のために第三者名義で行う取引の具体的な事例をご教示ください。また、金融機関等における送金時の適法性確認義務の履行基準につきご教示ください。 | 制裁対象者のために制裁対象者以外の名義で行う取引とは、制裁対象者以外の第三者が制裁対象者の指示又は依頼を受けて制裁対象者のために（すなわち、制裁対象者の計算において）行う取引（例えば、制裁対象者の取引を代理し、又は制裁対象者の指示により、第三者が実質的に制裁対象者の取引を行う取引）を指しています。 外為法第17条に基づく確認義務の履行については、例えば、金融機関等が、犯収法や外為法に基づく義務を履行するなどのために、顧客より送金の情報を取得する中で、制裁対象者に対する送金であるとの疑義が生じた場合に、慎重な確認を行っていただくことで対応することが考えられます。また、今後の金融機関等によるリスク評価において、慎重な確認が必要と判断される高リスクの送金類型が生じた場合には、慎重な確認を行っていただくことが考えられます。 |
| 17 | 支払告示第1 | 2021年7月、貴省より示された外国為替検査ガイドライン | ご理解のとおり、左記ガイドラインのパブリックコ |

| | | |
|--|--|--|
| <p>号イ、ロ、ホ、 チ 資本取引告示 第1号～3号</p> | <p>のパブリックコメント（No. 19）では、「顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合又は資産凍結等経済制裁に抵触するリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合（第三者等の代理等により真の送金人又は送金の真の相手方が資産凍結等経済制裁対象者であると疑われる場合を含む。）」という箇所に関する質問（「基本的取引確認時に取引の相手方として認識した顧客情報と資産凍結等経済制裁のリストを照合するというこれまで通りの対応を基本的には行えばよく、例外的に事前に真の相手方が別にいると認識した顧客がいる場合のみ別途検証が必要という認識でよろしいでしょうか。」）に関し、「基本的には顧客から入手した送金人情報及び受取人情報と資産凍結等経済制裁対象者のリストを照合する対応を行えばよいと考えております。顧客から得た必要情報の真偽に疑いがある場合や資産凍結等経済制裁に抵触するリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合には、送金の理由となる資料の提示等を求め、取引の真正性や送金人と受取人との関係性などから資産凍結等経済制裁に抵触するか否かの確認を行っていただきたいと考えております。」との回答がございます。</p> <p>今回の告示正における「対象者のために当該対象者以外の名義で行われるもの」を含めた確認についても、当時のパ</p> | <p>メント（No. 19）の回答から基本的な考え方は変わりませんが、上記 No. 16 もご参照ください。</p> |
|--|--|--|

| | | | |
|----|--|---|--|
| | | <p>ブリックコメントでのご見解から変わらないということですのでよろしいでしょうか。つまり、顧客からの申告等を踏まえ、真の相手方が制裁対象者であると疑われる場合に、慎重な確認を行う（確証を求めるなどの追加的な対応を行う）との考え方は、不変という理解でよろしかったでしょうか。</p> | |
| 18 | <p>支払告示第1号イ、ロ、ホ、チ 資本取引告示第1号～3号</p> | <p>当該対象者のために「間接に行われる送金」とは、「対象者のために当該対象者以外の名義で行われるもの」とは異なる定義でしょうか。その場合、「間接に行われる送金」とは、具体的にどのような送金を想定していますでしょうか。送金した資金が、直接、資産凍結等制裁対象者（以下、制裁対象者）に支払われなくとも、背景取引において、制裁対象者を利する要素があれば、このような送金に該当するのでしょうか（例えば、輸入代金支払を目的とした送金において、輸入する際に使用された船舶のオーナーが制裁対象者であり、輸入代金の一部が船舶のオーナーへの支払に充てられる可能性がある場合などを想定しています）。</p> <p>また、間接的に行われる送金については、その定義次第ではございますが、「第三者等の代理等により真の送金人又は送金の真の相手方が資産凍結等経済制裁対象者であると疑われる場合」と同じく、「顧客から得た必要情報の真偽に</p> | <p>「当該対象者のために直接又は間接に行われるもの」については、実質的に制裁対象者に対する支払等について規制対象となることを明確にしたものであり、例えば、第三者を経由する又は制裁対象者以外の名義で行われるといった、間接的に行われるものであっても、実質的に制裁対象者に対する支払等であれば、規制の対象となります。実質的に制裁対象者に対する支払等に該当するかどうかについては、取引等の意思決定を行っているのは誰であるのか、その利益が誰に帰属するのか等を総合的に勘案して判断されるものであり、個別具体的に判断が必要と考えます。実質的に制裁対象者への支払等と認められる場合には、外為法上の規制の対象になる可能性がありますので、慎重な確認をお願いします。</p> <p>また、間接的に行われる支払等の確認については、ご理解のとおりですが、上記 No. 16 もご参照ください。</p> |

| | | | |
|----|--|--|--|
| | | <p>疑いがある場合や資産凍結等経済制裁に抵触するリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合」に、追加での慎重な確認を行うという理解でよろしかったでしょうか。</p> | |
| 19 | <p>支払告示第1号イ、ロ、ホ、チ 資本取引告示第1号～3号</p> | <p>「対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む」について、「当該対象者のために間接に行われるもの」について、資金移動業者や収納代行業者を介する取引の場合は、真の送金依頼人や受取人等が複数存在する場合があります。間接に行われるものを含めて制裁対象者との取引ではないかを顧客から申告を得るにあたって、資金移動業者は登録業者であり、外為法上も適法性の確認義務を課されています。当該事業者において適法性の確認義務が履行されていることを確認することをもって、銀行の確認義務を果たしたと言えるかと理解してよろしいでしょうか。また、収納代行や決済代行を行う業者については、業法等での規制下にありませんが、当該事業者において、資金移動業者同様の適法性確認が通常行われる態勢整備状況等が確認することをもって、銀行の確認義務を果たしたと言えるかと理解してよろしいでしょうか。いずれの場合も、個別の受益者毎に確認が必要となる場合、原則バルク送金についてお断りせざるを得ず、外形上バルク送金を維持してもすべての取引に対し確認を行うことにより生じるコストにつ</p> | <p>ご記載いただきました業者が行う為替取引又は収納代行等については、銀行等の関与の内容等を含め、そのスキームは様々なものがあり得、外為法第17条に基づく確認義務の適用については、そうした取引のスキーム等に応じて、個々に検討する必要があると考えております。</p> |

| | | | |
|----|--------------------------------|--|--|
| | | いて当該事業者/顧客にご負担をお願いすることも検討する必要があるございます。 | |
| 20 | 支払告示第1号イ、ロ、ホ、チ 資本取引告示第1号～3号 | 「居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件（平成十三年九月外務省告示第三百三十二号）で定めるものをいう。）（以下このイにおいて「対象者」という。）に対しするもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるもの、その他の、当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）」との条文について、今回追加された「(対象者のために当該対象者以外の名義で行われるもの、その他の、当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）」とは、「対象先に対しするもの」（対象先を受取人とする仕向送金）及び「対象者による本邦から外国へ向けた支払」（対象先が依頼人となる仕向送金）の両方にかかっているという理解でよろしかったでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 21 | 支払告示第1号イ、ロ、ホ、チ 資本取引告示 | 1 「間接に」とはどのような場合を意味するか。直接の取引相手が制裁対象者から代理受領権の授与、債権の譲受等を受けて行う場合を含むか。 | 「間接に行われるもの」等の概念については、上記No.16、18で示したとおりですが、頂いたケースについて、取引等の意思決定を行っているのは誰であるのか、その利益が誰に帰属するのか等を総合的に勘案し |

| | | |
|---------------|---|--------------------------------------|
| <p>第1号～3号</p> | <p>2 事業者Aが事業者Bに対して支払を行う場合、当該支払によりBが得た資金が、複数の者を介して転々移転して、最終的に制裁対象者に辿りつく場合、AとBとの間の取引は、「対象者のために…間接に行われるもの」に該当するか。</p> <p>3 第1「2」の問に対する回答は、(1)事業者Bが、最終的に制裁対象者にたどり着くことを明確に認識していた場合、(2)事業者Bが、最終的に制裁対象者にたどり着く可能性を認識していた場合、(3)事業者Bが、最終的に制裁対象者にたどり着くことを認識していなかった場合で認識していなかったことに過失がない場合、(4)事業者Bが、最終的に制裁対象者にたどり着くことを認識していなかった場合で認識していなかったことに過失がある場合とで、異なるか。異なるのであればどのように異なるのか回答頂きたい。</p> <p>4 「間接に行われるもの」につき、取引の相手方Aが、告示1号イからチに規定する制裁対象者Xであることを知らずに、その者のために支払又は支払の受領を行う場合において、Aの相手方の事業者Bが主務大臣の許可を取得していなかった場合、事業者Bは外為法16条に違反したことになるか。例えば、決済代行業者A（特定事業者でなく</p> | <p>て判断されるものであり、個別具体的に判断が必要と考えます。</p> |
|---------------|---|--------------------------------------|

| | | | |
|----|--------------|--|---|
| | | 法律・ガイドライン等により KYC・スクリーニングの義務を課せられない) が制裁対象者 X から、X が制裁対象者であるとは知らずに代理受領権を得て、事業者 B から支払を受ける場合において、事業者 B が主務大臣の許可を取得していなかった場合、事業者 B は外為法 16 条に違反したことになるのか。 | |
| 22 | 支払告示第 2 号ニ、ホ | 「前号イ、ロ又はチにそれぞれ規定する対象者により実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。ホにおいて同じ。）に対しするもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向けた支払」について、2018年9月、御省より示された外国為替検査ガイドラインのパブリックコメント（No. 54）での「実質的支配者の把握」に関する回答では、『「実質的に支配されている法人等」とは、個別の事案に即して具体的に判断する必要がありますが、一つの基準としては、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等が発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、役員過半数以上を北朝鮮に住所等を有する者が占めている場合（50%ルール）が該当すると考えられます。』と示されていますが、この考え方と同じく、実質的に支配されているとの判断基準としては、制裁対象者が当該法人等の発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、役員過半 | <p>ご理解のとおり、支払告示における実質的支配者については、個別の事案に即して具体的に判断する必要がありますが、一つの基準としては、制裁対象者が発行済株式総数の過半数以上を保有している場合（いわゆる「50%ルール」等）が該当すると考えております。</p> <p>これに関する外為法第17条に基づく確認義務の履行については、銀行等が、犯収法や外為法に基づく義務を履行するなどのために、顧客より送金の情報を取得する中で、送金の受取人の実質的支配者が制裁対象者であるとの疑義が生じた場合に、慎重な確認を行っていただくことで対応することが考えられます。また、今後の銀行等によるリスク評価において、慎重な確認が必要と判断される高リスクの送金類型が生じた場合には、慎重な確認を行っていただくことが考えられます。</p> <p>上記を行っていただいた上で、加えて、以下のよう</p> |

| | | | |
|----|--------------|---|--|
| | | <p>数以上を制裁対象者が占めている場合が該当すると理解してよろしかったでしょうか。</p> <p>また、本件に関する適法性の確認方法について、たとえば、顧客の申告を得ることが実効的でない場合には、顧客の申告に代わり、外部情報等で入手した情報をもとに、照合システム等で照合して、確認するという方法も取り得るという理解でよろしかったでしょうか。</p> | <p>なりリスク低減を行うことは、有用と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公知の情報（報道、レポート、各種政府の発表等）やその他の情報（顧客管理を通じて得た情報等）を基に確認する方法（当該方法には、当該情報をスクリーニングシステムに搭載し、検知する方法が含まれます。）。 ・顧客からの申告を得て確認を行う方法。 |
| 23 | 支払告示第 2 号二、ホ | <p>令和四年二月外務省告示第七十二号において、「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体」については、「資産凍結等の措置は、指定された団体（ロシア連邦中央銀行を除く）により株式の総数又は出資の総額に占める割合の 50%以上を直接に所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）に対しても適用される」と示されておりますが、本条項による措置との違いはどのような点になりますでしょうか（ロシア規制においては、当該先も資産凍結の対象となる一方、今回の規制の対象先については、資産凍結の対象にはならないとの理解ということでしょうか）。</p> | <p>「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体」に関する規制については、米、EU等と協調した制裁の枠組みにより取り決められたものであり、他方で、本改正については、FATF第四次対日相互審査における指摘等を踏まえたものであり、背景が異なります。</p> <p>「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体」に関する規制に関しては、当該団体により株式の総数等の総額に占める割合の 50%以上を直接に所有されている団体を対象としておりますが、本改正に係る規制の対象は、上記 No. 22 に記載したとおりであり、その範囲が異なります。</p> |
| 24 | 支払告示第 2 号二、ホ | <p>制裁対象者が実質的に支配する法人等について、金融機関においても、公知情報等を踏まえて、リストの拡充を行っていくことを考えていますが、そのリスト整備は、実務上の負担が大きく、時間を要するものとなります。規制の適</p> | <p>ご意見ありがとうございます。現時点では実質的に支配されている法人その他の団体に関するリストを提供することは考えておりませんが、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|--------------|---|---|
| | | <p>切な遵守に向けて、制裁対象者が実質的に支配する法人等に関するリストを提供いただけませんか。</p> <p>また、既存の資産凍結等対象者リストについても、フィルタリングシステムに取り込める形式での提供をご検討いただけませんか。</p> | <p>また、制裁対象者リストについても、貴重なご意見として今後の執務の参考とさせていただきます。</p> |
| 25 | 支払告示第 2 号二、ホ | <p>資本取引には実質的支配は規制に含まれていないため、株式保有の 25%が仮にテロリスト等の制裁対象者であっても凍結事由にならないと思われませんが、「非居住者以外の名義」とみなされる具体的な事例をご教示ください。また、16 条 3 項と異なり「実質的支配」を規制対象としない背景もあわせてご教示ください。</p> | <p>実質的支配者の範囲に関する考え方については上記 No. 22 を、「当該非居住者（すなわち制裁対象者）以外の名義」で行われるものがどのようなものかについては上記 No. 16 をご参照ください。</p> <p>ご理解のとおり、制裁対象者に実質的に支配されている法人その他の団体との資本取引について規制の対象外としているわけではなく、制裁対象者のために直接又は間接に行われる取引の場合は規制の対象となります。資本取引告示については、制裁対象者の資産を凍結する観点から定めておりますが、支払告示第 2 号による規制により資本取引を通じた制裁対象者への資金移転の防止も図られることとなることから、重ねて資本取引に同様の規定を設ける必要性は乏しいと考えております。</p> |
| 26 | 支払告示第 2 号二、ホ | <p>「実質的に支配」に係る定義、ならびに金融機関等における送金時の適法性確認義務の履行基準につきご教示ください。</p> | <p>上記 No. 22 をご参照ください。</p> |
| 27 | 支払告示第 1 | <p>(1) 居住者である顧客(両替取引の継続的なビジネス関</p> | <p>(1) 両替取引を行う場合には、両替の相手方との</p> |

| | | | |
|-----|--------------------|---|---|
| | 号イ、ロ、チ、ホ及び第 2 号ニ、ホ | <p>係を有する顧客を除く)が自分自身のために行う両替取引について、居住者である両替業者としては財務大臣の許可を得ずとも実施できるという認識でよいでしょうか。</p> <p>(2) 居住者である非制裁対象者が行う両替取引については、制裁対象者である非居住者のための取引であるかどうかにかかわらず、居住者である両替業者としては財務大臣の許可を得ずとも実施できるという認識でよいでしょうか。</p> | <p>間で外為法上の支払及び支払の受領が生じることとなりますので、制裁対象者のために直接又は間接に行われるものについては、両替の依頼人等が居住者であっても、許可義務の対象となります。</p> <p>(2) 上記と同様です。</p> |
| 28 | 資本取引告示第 1 号~3 号 | <p>資本取引規制について、特定の制裁対象者との預金・信託・金銭の貸付契約について、制裁対象者のために「間接に行われるもの」とは、具体的な定義がありますでしょうか。制裁対象者「以外の名義で行われるもの」と同様に、第三者との契約が想定されますが、制裁対象者のために「間接に行われるもの」と、制裁対象者「以外の名義で行われるもの」とは異なる定義でしょうか。</p> | <p>上記 No. 16、18 をご参照ください。</p> |
| その他 | | | |
| 29 | — | <p>私は今回の外国為替令等の一部を改正に賛成です。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。</p> |
| 30 | — | <p>(1) 当社は一見顧客との対面の両替取引を行っております。制裁対象者ではないことの確認のためには、パスポート等の ID の提示が必要となること、手続に時間がかかることから、業務継続のためには顧客の理解を得ることが欠かせないこととなります。平成 28 年 10 月 1 日改正犯罪収</p> | <p>(1) ご意見ありがとうございます。貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | | <p>益移転防止法施行の際には顧客向けリーフレットが配布されており、弊社では現在も同リーフレットを使用しております。今回の改正にあっても、顧客（特に訪日外国人）に対して、当局から同告示内容の周知（英文リーフレットの作成等）のご検討をお願い致します。</p> <p>（２）外為検査ガイドラインの改正時期 外国為替等取扱業者遵守基準の策定改正に伴い、外為検査ガイドラインの改正も行われるのでしょうか。外為検査ガイドラインの改正が行われる場合、改正版の外為検査ガイドラインは外国為替等取扱業者遵守基準と同時に施行されるのでしょうか。</p> | <p>（２）左記ガイドラインの改正予定時期及びその内容について検討中です。</p> |
| 31 | — | <p>改正外為法 17 条の 4 は、外為法 17 条を電子決済手段等取引業者に準用している。外為法 17 条は、確認義務を履行した後でなければ銀行等は「為替取引」を行ってはならないことを規定している。しかし、電子決済手段が発行されている場合において、為替取引を行っているのはあくまで発行者（銀行、資金移動業者、特定信託会社）であって、電子決済手段等取引業者ではない（必要に応じて金融庁担当者に確認されたい。）電子決済手段等取引業者の利用者が電子決済手段の移転を行う場合においても、これは同様である（電子決済手段等取引業者は為替取引を行っていない）。</p> | <p>改正外為法第 17 条の 4 において、「～電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合について準用する。」と規定しており、必要な読替規定を整備しております。これにより、電子決済手段等取引業者等は、為替取引ではなく、電子決済手段等の移転等について、当該移転等に係る顧客の支払等に関し、外為法第 17 条に基づく確認義務を履行する必要があります。そのため、外為法の条文の建付けに特段問題があるとは考えておりません。</p> |

| | | |
|--|---------------------------------|--|
| | このため、上記法律の条文の建付けにエラーがあるように思われる。 | |
|--|---------------------------------|--|

【令和5年6月9日追記（外国為替の取引等の報告に関する省令、遵守基準省令）】

| No | 該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|--------------------------|-------------------|--|---|
| 外国為替の取引等の報告に関する省令 | | | |
| 32 | 第2条第1項 第13条第5項 | <p>居住者が、銀行等又は資金移動業者を経由しないで3千万円相当額超の電子決済手段等の支払等を行う場合（いわゆるアンホステッドウォレットによる取引）で、法第五十五条第一項に規定する支払等に該当する場合は、省令2条1項に基づき、居住者は支払等の報告書を提出する義務がある。</p> <p>一方、3千万円相当額超の電子決済手段等の売買又は交換が、電子決済手段等取引業者等の媒介等によって行われる場合は、省令13条5項に基づき、電子決済手段等取引業者等は、対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引として、資本取引の報告書を提出する義務がある。</p> <p>以上の理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>それぞれご理解のとおりです。</p> <p>左記省令第2条第1項に基づく電子決済手段等に係る支払等の報告については、支払等の当事者である居住者が報告義務者となります。</p> <p>また、同省令第13条第5項に基づく電子決済手段等に係る媒介等の報告については、資本取引に関する報告であり、対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引の媒介等を行った電子決済手段等取引業者等が報告義務者となります。なお、当該媒介等の報告に該当する場合には、同省令第1条第2項により支払等の当事者である居住者の支払等報告は免除されます。</p> |
| 遵守基準省令 | | | |
| 33 | 第1条第1号、 第2号 | 新たに定められる「外国為替取引等取扱業者作成書面」及び「手順書」につき、内容が当行内の複数のマニュアル等にまたがって記載がある場合、新たな書面の作成を求める | ご理解のとおり「外国為替取引等取扱業者作成書面等」及び「手順書」について、新たに書面の作成を求めるものではありません。「外国為替取引等取扱業者 |

| | | | |
|----|---------------|--|--|
| | | ものではないとの理解で変更無いか。 | 作成書面等」及び「手順書」に盛り込むべき内容については、上記 No. 2、3、6 もご参照ください。 |
| 34 | 第 1 条第 1 号 | 本省令案第 1 条第 1 号では、外国為替等取扱業者に対し、「外国為替取引等取扱業者作成書面等」の作成を求めているが、同書面は必ずしも単独で作成する必要があるものではなく、犯罪収益移転防止法施行規則で作成が求められている「特定事業者作成書面等」（いわゆる「リスク評価書」）の中に必要事項を記載する方法で対応することでも差支えないという認識でよいか。 | 左記の認識で差し支えありません。必ずしも「外国為替取引等取扱業者作成書面等」を単独で作成する必要はなく、犯収法に基づく「特定事業者作成書面等」に、外為法に基づく「外国為替取引等取扱業者作成書面等」において求められている資産凍結措置等に抵触するリスクに係る事項が含まれていれば問題ありません。上記 No. 33 もご参照ください。 |
| 35 | 第 1 条第 5 号 | 本省令案第 1 条第 5 号では「統括責任者」の選任を求めている。この統括責任者については当該業務を専任で行うことが求められるものではなく、マネロンガイドラインでは、「役員の中から、『マネロン・テロ資金供与対策に係る責任・権限を有する者』を任命」することとされているが（Ⅲ 管理態勢とその有効性の検証・見直し）、例えば、このマネロン担当役員が、統括責任者の職務を行うといった対応でも差支えないという認識でよいか。 | 左記の認識で差し支えありません。 |
| 36 | 第 2 条第 1 号イ、ロ | 本省令案第 2 条第 1 号イとロでは、手順書に含めるべき事項として制裁対象者リストの作成・管理と速やかなリスト更新が求められているが、リストの「速やかな更新」並びに「正確性の確保」の水準は、外国為替検査ガイドライン（令和 3 年 7 月）第 2 章 2-3（1）で求められる水準と同等という認識でよいか。 | ご理解のとおり、リスト更新及び正確性の確保については、外国為替検査ガイドライン第 2 章 2-3（1）で示しているとおりであり、従来の考え方から変わりはありません。 なお、遵守基準省令第 2 条第 1 号へにおいて、外為法上の確認義務に係る業務の一部又は全部を外部に |

| | | | |
|----|---|--|--|
| | | | 委託する場合、委託業務が適切かつ確実に実施されているかを検証し、必要に応じて改善させることなどを定めておりますので、ご確認ください。 |
| 37 | — | 外国為替取引業務を終了し、今後、外国送金等を取り扱わない（外国為替取引等取扱業者でなくなる）場合、制裁対象者リストの作成・管理や制裁対象者との取引か否かを確認する態勢は、業務終了後も継続して維持する必要があるのかご教示いただきたい。 | 改正外為法第 55 条の 9 の 2 第 1 項に規定する「外国為替取引等」とは、外国送金だけでなく、外貨両替取引、非居住者との資本取引（預金取引、金銭貸借取引等）や貿易関係の決済等外為法の適用を受ける取引が広く該当しますので、これらの取引を取扱う可能性がある場合は、これらの取引に関するリスク評価に基づき、遵守基準省令に基づく態勢整備が引き続き必要になるものと考えます。 |